

八王子てくてくポイント事業実施要綱

令和5年(2023年)4月1日施行

令和6年(2024年)4月1日改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、八王子てくてくポイント事業(以下「本事業」という。)の必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 スマートフォンアプリを使い、運動や脳トレ、栄養管理等の健康づくりやイベント及びボランティア等の社会参加活動を促すことで高齢者のセルフマネジメントを支援し、介護予防効果を高め、高齢者の健康寿命の延伸を図る。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)アプリ

本事業に登録する者(以下「登録者」という。)が自身のスマートフォンにインストールした、認知症機能向上のためのコンテンツを有し、活動に応じたポイントを獲得できる専用アプリをいう。

(2)管理システム

本事業の登録者情報や付与ポイント等の管理を行うWebシステムをいう。

(3)共同事業者

市と協定を締結し、本事業の実施にあたって、アプリ、管理システムの運用・保守等を行う事業者をいう。

(4)イベント開催機関

本事業のポイント付与対象となるイベントを開催する機関・団体をいう。

(5)ボランティア受入機関

本事業のポイント付与対象となるボランティア活動の活動者を受け入れる機関・団体をいう。

(6)ポイント利用店

本事業のポイント相当分の商品及びサービスを提供する店舗等をいう。

(実施主体)

第4条 本事業は市及び共同事業者が連携して行うものとする。

(事業の対象者)

第5条 本事業の対象者は八王子市に住所を有する60歳以上の者とする。

(事業への登録)

第6条 本事業に登録を希望する者は、アプリのインストール後、利用規約に同意し、申込情報を送信することとする。なお、申込に必要な情報は別に定める。

2 市は申込情報を確認し、承認することで本事業に登録することとする。

3 市は申込に不備があった場合、申込を否認することができる。

(市と共同事業者の事業内容)

第7条 市は本事業が円滑に進むように努めるとともに、次の各号に掲げることを行うものとする。

(1)本事業全般の運営及びその見直しに関すること。

(2)本事業の周知に関すること。

(3)登録者の管理及び登録に関すること。

(3)イベント登録機関及びボランティア受入機関の登録に関すること。

(4)本事業についての情報提供に関すること。

(5)その他、本事業を推進するために必要なこと。

2 共同事業者は、次の各号に掲げることを行うものとする。

(1)本事業の周知に関すること。

(2)アプリ及び管理システムの運用・保守及び改善に関すること。

(3)登録者からのアプリに関する問い合わせに対すること。

(4)ポイントの付与及び交換に関すること。

(5)ポイント利用店の登録に関すること。

(6)ポイント利用店に対するポイント利用分の支払いに関すること及び電子決済サービスに関すること。

(7)その他本事業を推進するために必要なこと。

3 市と共同事業者の役割や費用負担、および遵守事項等の詳細については、別途両者で協定を締結する。

(ポイントの付与)

第8条 本事業におけるポイントは、別表に掲げる活動を行った登録者に対して付与する。

(ポイントの交換)

第9条 本事業において登録者が獲得したポイントは別表に掲げる方法を登録者が選択し、ポイント換算分の商品及びサービスと交換することができる。

(イベント開催機関)

第10条 イベント開催機関に関して必要なことは別に定める。

(ボランティア受入機関)

第11条 ボランティア受入機関に関して必要なことは別に定める。

(ポイント協力店)

第12条 ポイント協力店に関して必要なことは別に定める。

(登録者の登録変更及び抹消)

第13条 市は登録者が次の各号にいずれかに該当する場合は、当該登録者の登録を変更または抹消することができる。

- (1)登録者から退会の申出があったとき。
- (2)市外転出や死亡等により、第5条に掲げる条件に満たさなくなったとき。
- (3)その他、市が必要と認めたとき。

2 市は、前項に基づき、登録を抹消するときには、やむを得ない事情がある場合を除き、当該登録者にその旨をアプリ等により通知するものとする。

3 市は次の各号に該当する場合は、前項の規定にかかわらず、登録者への通知なく登録を抹消することができる。

- (1)登録者が利用規約等に違反した場合。
- (2)登録者が登録した情報に虚偽の内容が含まれる場合。
- (3)第8条に掲げる活動の実施について、虚偽のポイント付与を受けた場合。

4 アプリ内に表示される簡易な登録者情報の変更は登録者が行うものとする。

(個人情報等の取扱い)

第14条 市は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号 以下「個人情報保護法」という。)に基づき、登録者に関する個人情報を適切に取り扱うこととする。

2 共同事業者は原則として個人情報を取得しない。ただし、問い合わせ対応等に際して本人から開示を受けた場合は個人情報保護法に基づき適切に情報を管理するとともに、不要となった個人情報は速やかに破棄するものとする。

3 市及び共同事業者は、個人情報保護法第2条第6項によって定義される匿名加工情報についても適切に取り扱うとともに、第3者提供にあたっては個人情報保護法に従って必要な本人同意を取得するものとする

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表

第8条関係 ポイント付与対象活動

行動	内容	付与ポイント	付与制限
歩行	目標歩数を達成	1	1日1回
	1週間で目標歩数を5日達成	5	週1回
	1週間で目標歩数7日達成	2	週1回
脳トレ	目標回数を達成	1	1日1回
	1週間で目標回数を5日達成	5	週1回
	1週間で目標回数7日達成	2	週1回
食事	目標品目を達成	1	1日1回
起動	アプリを起動	1	1日1回
体重/血圧/血糖 の登録	1カ月でアプリにいずれかの値を 1回登録	10	月1回
イベント	登録されたイベントに参加	10	月5回
地域活動参加	登録された地域活動に参加	10	月5回
ボランティア1H	登録されたボランティアに参加	50(50回まで) 10(51回以降)	1日2回 (ただし付与上限 5,000ポイント)
登録ボーナス	本事業に登録	100	新規登録時1回
認知機能テスト	認知機能テストに回答	50	年2回
お友達紹介	本事業を知り合い等に紹介	紹介者・被紹介者に 各50	年8回

※その他、不定期に実施するポイント付与については、別に定める。

第9条関係 ポイント交換方法

交換方法	ポイント換算
ポイント利用店で商品・サービスと交換	1ポイント1円
電子決済サービスポイントに交換	1ポイント0.7円